2　改正後の学校法人会計基準の規定は、平成二十二年度以後の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用し、平成二十一年度以前の会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

○文部科学省令第三号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月二十五日

文部科学大臣　川端　達夫

大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令

（大学設置基準の一部改正）

第一条　大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の次に次の一条を加える。

（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）

第四十二条の二　大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

（短期大学設置基準の一部改正）

第二条　短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の次に次の一条を加える。

（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）

第三十五条の二　短期大学は、当該短期大学及び学科又は専攻課程の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、短期大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第四十二号

市町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、埼玉県鴻巣市と北埼玉郡騎西町との境界を次のとおり変更する旨、埼玉県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年三月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十二年二月二十五日

総務大臣　原口　一博

鴻巣市に編入する区域

北埼玉郡騎西町大字上種足字二番二一〇の一部、二三六の二の一部、二四二の二の一部、二四四の一の一部、二四四の二の一部、二四五の一部、二五〇の三の一部、字八番二〇三八の一の一部、二〇四四から二〇四七まで、二〇四八の一の一部、二〇四八の二、二〇四九の一の一部、二〇四九の二の一部、二〇五一、二〇五五の一部、二〇五七、二〇五八、二〇六〇、二〇六一、二〇六三の一、二〇六三の二、二〇六四の二、二〇六五の二、二〇六六、二〇六六の一、二〇六七の二、二〇六八の一、二〇六八の二、二〇六九の三、二〇七〇から二〇七六まで、二〇七八、二〇八一の一部、二〇八二の一の一部、二〇八二の二の一部、二〇八四の一部、二〇八五の一の一部、二〇八五の二、二〇八六の一部、二〇八七から二一〇三まで、二一〇六の一の一部、二一〇六の二の一部、二一〇七の一の一部、二一〇七の三、二一〇八から二一一〇までの各一部、二一一二から二一一五までの各一部、字十番二三六七、二三七〇、二三七二、二三七五、二三七八、二七九〇の一、二七九八から二八〇一まで、二八〇三、二八〇四、二八一〇から二八一四まで、二八一六、二八一八、二八一九、二八二一から二八二七まで、二八三一、二八三二、二八三九、字十二番三一四六の二の一部、三一八二の一部、大字中種足字十七番三〇九七の一の一部、三〇九七の二の一部、三一六七の一部、三一八九の二の一部、三一九〇の一の一部、三一九一の一部、字十九番三四六四の一部、三四六五の一部、三四六七の二の一部、三四八八の一部、三四八九の一の一部、三四九九の一の一部、字二十一番三四八六の四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに大字上種足字十二番三三七二の二、三三九〇の二に隣接する道路、水路である公有地の一部、字十番二三六七、二六七一の一の地先の道路、水路である公有地の一部、鴻巣市境字前五三一、笠原字堤向四六三二の一に隣接する騎西町の道路、水路である公有地の全部

北埼玉郡騎西町に編入する区域

鴻巣市境字前四八六の一の一部、四八七の一部、四八八の一の一部、四八八の三の一部、四九九の二、五三一の一部、字小ヶ山一二六四の一の一部、一二六四の二の一部、一二六五の一の一部、一二六六の一の一部、一二六七の一、一二六八、一二六九から一二七一までの各一部、一四一二の一から一四一二の三まで、上会下字小ヶ山一〇八三の一の一部、一〇八三の二、一〇八四の一部、一〇八八の一部、郷地字新堀向二七三六、二七三七、二七三八の一、三〇五六、三〇五七、三〇五八の一、三〇五九から三〇六三まで、字小宮浦二七三八の二、二七三八の三、笠原字堤向四六〇一の二の一部、四六〇二の二、四六〇三の一部、四六〇四の一部、四六〇五から四六〇八まで、四六〇九の一部、四六一〇の一部、四六一一から四六一四まで、四六一五の一部、四六一六から四六二二まで、四六二三の一の一部、四六二四の二の一部、四六二五の二の一部、四六二六の一の一部、四六二七の一部、四六三一の一部、四六三二の一の一部、四六三三の一の一部、四六三三の二の一部、四六三四の一の一部、四六三四の二の一部、四六三五の一の一部、四六三五の二の一部、四六三六の一部、四六三七の一部、四六三八の一、四六三八の二の一部、四六三九の一部、四六四〇の一部、四六四一、四六四二、四六四三の一部、四六四四の一部、四六四五、四六四六、四六四七の一の一部、四六四八の一部、四六四九、四六五〇の一部、四六五一の一部、四六五二の一から四六五二の三までの各一部、字堂通五〇〇の一部、五〇〇一、五〇〇二、五〇〇三から五〇〇八までの各一部、五〇〇九、五〇〇九の二、五〇一〇の一部、五〇一一の一、五〇一一の二、五〇一二の一、五〇一二の二、五〇一三から五〇一六まで、五〇一六の二、五〇一六の三の一部、五〇一六の四の一部、五〇一七から五〇二六まで、五〇二六の二から五〇二六の四まで、五〇二七、五〇二七の二、五〇二七の三、五〇二八、五〇二九の一、五〇二九の二、五〇三〇、五〇三一の一、五〇三一の二、五〇三五の一、五〇三五の二、五〇三六の二、五〇三七の一、五〇三七の二、五〇三八の一、五〇三八の二、五〇三九の一から五〇三九の三まで、五〇四〇、五〇四〇の二、五〇四〇の三の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地、公有地の一部

○総務省告示第四十三号

町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、埼玉県北埼玉郡騎西町と南埼玉郡菖蒲町との境界を次のとおり変更する旨、埼玉県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年三月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十二年二月二十五日

総務大臣　原口　一博

北埼玉郡騎西町に編入する区域

南埼玉郡菖蒲町大字小林字上沼頭六六二六の一の一部、六六二七の一の一部、六六二八の一の一部、六六三〇の一部、六九〇四の一の一部、六九〇五の一部、六九〇七の一部、六九一〇の一部、六九一一の一部、六九三一の一部、六九三二の一部、六九四五の一の一部、六九四五の二の一部、六九四六の一の一部、六九四六の二の一部、六九四七の一部、字忠平田七九五一の一部、字新徳田七九六二の一の一部、七九六三の一の一部、七九六四の一部、七九六六の一の一部、七九六七の一部、七九六八の一の一部、八〇〇七から八〇一一までの各一部、八〇一四の二の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部

南埼玉郡菖蒲町に編入する区域

北埼玉郡騎西町大字中種足字十六番二五二〇の一部、二五二二の一、二五二三の一の一部及びこれらの区域に介在する水路である公有地の全部

○総務省告示第四十四号

町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、埼玉県比企郡滑川町と同郡嵐山町との境界を次のとおり変更する旨、埼玉県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年三月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十二年二月二十五日

総務大臣　原口　一博